一般社団法人おしかリンク　定款

２０１５年（平成２７年）	２月　６日	定款作成
２０１５年（平成２７年）	２月１０日	公証人認証
２０１５年（平成２７年）	２月１２日	法人設立
２０１５年（平成２７年）	１２月２３日	改定
２０１９年（令和　元年）	６月２８日	改定
２０２０年（令和　２年）	１１月　１日	改定
２０２１年（令和　３年）	６月３０日	改定

一般社団法人おしかリンク　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人おしかリンクと称する。
２　当法人の名称の英文における表示は、General Incorporated Association Oshika LINK とする。
（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。
２　当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。
（目的）
第３条　当法人は、牡鹿半島における持続可能な暮らしの実現を目指して、牡鹿半島の人口構造の健全化、生業の多様性創出、自然環境の保全に向けた活動を行い、また、その活動を通して、人と人、人と自然を繋ぎ、牡鹿半島住民及び来訪者の福祉の増進、地域社会の健全な発展、文化及び芸術の振興、自然環境の保護及び整備を図ることを目的とする。
（事業）
第４条　当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行なう。
一　関係人口の創出及び創出支援
二　移住・定住支援
三　場、コト、モノのプロデュース及びコンサルティング
四　自然環境保全
五　地域内及び地域内外の交流支援
六　人材育成
七　情報発信
八　その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
（公告）
第５条　当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。
（機関の設置）
第６条　当法人は、理事会及び監事を置く。

第２章　会員

（種別）
第７条　当法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。
一　正会員　当法人の目的に賛同し、本会の目的達成に協力すると認めて入会した法人、団体もしくは個人。
二　賛助会員　当法人の目的に賛同し当法人の活動を支援する法人、団体もしくは個人。
（入会）
第８条　正会員または賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
（経費等の負担）
第９条　正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
２　正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（退会）
第１０条　正会員は、別に定める様式により届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

２　賛助会員は、別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　当法人の正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人法第４９条第２項に定める社員総会の特別決議によりその正会員を除名することができる。

一　本定款その他の規則に違反したとき。

二　当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

三　正会員としての義務に違反したとき。

四　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第１２条　次の各号の一に該当するに至ったときは、会員は、その資格を喪失する。

一　退会したとき。

二　除名されたとき。

三　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

四　第９条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。

五　総正会員の同意があったとき。

六　成年被後見人又は被保佐人になったとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１３条　会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２　当法人は、正会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

（正会員名簿）

第１４条　当法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した正会員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（構成）

第１５条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（社員総会）

第１６条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

２　定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催する。

３　臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）

第１７条　社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）

第１８条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

２　社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに各正会員に対して発する。

（決議の方法）

第１９条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権）

第２０条　各正会員は、各１個の議決権を有する。

（代理）
第２１条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
（議長）
第２２条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。
（議事録）
第２３条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。
２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役員等

（役員の設置等）
第２４条　当法人に、次の役員を置く。
一　理事　３名以上１０名以内
二　監事　１名以上３名以内
２　理事のうち、１名を代表理事とする。
３　理事のうち、専務理事及び常務理事を各若干名定めることができる。
（選任等）
第２５条　理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
２　代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
３　理事のうち、理事のいずれかの１名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。
一　当該理事の配偶者
二　当該理事の三親等以内の親族
三　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
四　当該理事の使用人
五　前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
六　前３号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
４　他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。
５　監事のうち少なくとも１名は、次のいずれかに該当する者の中から選任する。
一　税理士
二　公認会計士
三　法人又は団体の計算について、当法人の規模に応じた知識、技能及び経験を有する者
（理事の職務権限）
第２６条　代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
２　専務理事は当法人の業務を執行する。
３　常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
（監事の職務権限）
第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（解任）
第２９条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。
（報酬等）
第３０条　役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬規程による。
（取引の制限）
第３１条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
一　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
二　自己又は第三者のためにする当法人との取引
三　当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第５章　理事会

（構成）
第３２条　当法人の理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第３３条　理事会は、次の職務を行う。
一　当法人の業務執行の決定
二　理事の職務の執行の監督
三　代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
（招集）
第３４条　理事会は、全ての理事が招集することができる。
２　理事会の招集通知は、会日の３日前までに各理事に対して発する。
（決議）
第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。
（議事録）
第３６条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
（理事会規則）
第３７条　理事会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第６章　基金

（基金の拠出）
第３７条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
（基金の募集）
第３８条　基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める基金取扱い規程によるものとする。
（基金の拠出者の権利）
第３９条　拠出された基金は，基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
（基金の返還の手続）
第４０条　基金の拠出者に対する返還は，返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後，理事会が決定したところに従って行う。

第７章　計算

（事業年度）
第４１条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。
（事業報告及び決算）
第４２条　当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。
一　事業報告書及びその附属明細書
二　貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
２　事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
３　貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
（事業計画及び収支予算）
第４３条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
一　事業計画書
二　収支予算書
三　資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（剰余金の分配の禁止）
第４４条　当法人は、剰余金を分配することができない。
（特別の利益の禁止）
第４５条　当法人は、当法人の正会員、役員若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。
２　当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。
（残余財産の帰属）
第４６条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第８章 附則

（最初の事業年度）
第４７条　　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成２７年３月３１日までとする。
（委任）
第４８条　　本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
（設立時の理事、代表理事及び監事）
第４９条　　当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事　　犬塚 恵介
設立時理事　　亀山 貴一
設立時理事　　佐藤 睦美
設立時理事　　山元 崇央
設立時代表理事　犬塚 恵介
設立時監事　　大森 圭

（設立時の正会員の氏名及び住所）
第５０条　　当法人の設立時正会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
犬塚 恵介	仙台市太白区桜木町３９番１２号　ふきのとうＩ－ ２０３
亀山 貴一	石巻市桃浦字蛤浜１８番地
佐藤 睦美	石巻市水明北３丁目５番２４号
山元 崇央	石巻市千石町２番１８号

（法令の準拠）
第５１条　　本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。